

しも構はず毎茂の如くに灰をせり、暫く在て爐に置、しまりて手を突、扱も曲も無御座儀、此年寄が心中を御ためし被成候。唯今御前にて若し火箸を捨て候はゞ面目を御ためし、御前にて切腹仕より外有御座間敷、扱も曲もなき儀と、涙を流し申上げれば、利家卿せがれ共めが悪き事をなしたり、堪忍せられよとて御笑に成たりと云々。按するに、宗興が嗣子を若狭秀澄といへり。慶長十七八年土帳に、七千石寺西若狭とありて、是より子孫世々七千石を家祿とせり。右若狭、老名を宗寛と呼べり。混見摘寫に云々。寺西宗寛いまだ若狭といへる頃、其愛妾故ありて自殺せり。其趣を執政中へ申達しける處、檢使を以可<sub>レ</sub>見届旨奥村河内申付けるに、若狭檢使を請不<sub>レ</sub>申候に付、國法に候條押て可<sub>レ</sub>指遣、若し請不<sub>レ</sub>申候はゞ君聽へ達し可<sub>レ</sub>申、身上危く可有<sub>レ</sub>之哉之旨申遣しけるに、假令改易に罷成とても檢使は難請旨申切たり。其時執政參會の穿議區々にして、今枝眞齋は古老の事也内談可<sub>レ</sub>然とて、隱居にて居たる菊池是空を使となし、此儀如何可有<sub>レ</sub>之哉、君聽へ達し御下知を請候哉否哉と申入處、是空には如何被<sub>レ</sub>存哉と眞齋相尋、是空

何とも辨へがたく、依て使に参りたりと。其時眞齋曰、ケ様の儀に國法に泥み被<sub>レ</sub>申故六ヶ敷成也。外は不存、拙者身の上にて、妻同様に存する妾の自殺を、國法とて檢使被<sub>レ</sub>遣候へばとて爲<sub>レ</sub>見可<sub>レ</sub>申哉。是はならぬ事也。強て國法を可<sub>レ</sub>立とすれば、若狭は祿を辭し退去するより外無之、却て國君の御爲惡敷、國の騒動にも可<sub>レ</sub>罷成。對馬・河内など不學なる故に、ケ様の變に應じ申事は難成、因幡は合点可有<sub>レ</sub>之事と存すと申けり。是空甚感服し其段申達しける處、執政の面々も尤とて檢使を指止、無事に濟たりと云々。或は曰く右若狭は三代目なる若狭にて、後石見と改稱せし人なりともいへり。寛文・延寶頃の若狭は即ち此の人也。

○兒小將首塚

寺西氏舊邸の地内馬場崎にありしかど、後に寺西氏菩提所小立野大乘寺坂高なる瑞雲寺の卵塔地へ移し、馬場崎に遺址あるのみといへり。傳説に曰く、三代目石見と稱せし主人の時にや、寵愛の兒小姓居たり。然るに其の小姓主人の命に違へる事ありて、主人甚だ立腹し、露地の馬場崎にて手打に成したり。頃は晚景の事にて黄昏の頃居間へ返りけ

るに、右兒小姓居間邊にイみ居たり。是は甚だ不審なりとて、他の兒小姓に馬場崎へ罷越し、死骸を見分致し可來と申付け、其の小姓馬場崎に至り見るに、死骸はなく伊勢皇大神宮の御被<sub>レ</sub>微塵にくだけあるのみ。其の由復命す。主人聞いて是は不審也、定而身代りに立つるならん、悪きやつとて更にまた居間先に於て手打になし、死骸をば彼の馬場崎へ埋めさせける。然る處其の後折々居間先へ彼の兒小姓の生首出で、主人の眼を妨げり。故にかの遺墳をも家人共首塚と呼べり。また是よりして寺西氏には伊勢の御被<sub>レ</sub>請けずといへり。且従前寺西氏の歴代皆愚昧にして、役儀を勤むる人なし。是も彼の兒小姓の祟なりといひ傳へたりとぞ。

○普請會所跡

其の地は、寺西氏舊邸の隣地にて、大手町の末、稻荷橋の橋爪也。延寶の金澤圖に次の如く記載す。

普請會所は、舊藩中は金澤城中石垣等の普請方の役場にて、普請奉行等の出役所なり。三州志來因概覽附録に云ふ。普請會所の舊地不詳。慶安元年頭分宮崎太左衛門・熊谷久

延寶金澤圖所載

